

受益者負担金制度

公共下水道が整備されると、トイレの水洗化などにより生活雑排水が衛生的に排除され、生活環境が向上するとともに、その土地の資産価値も向上します。

しかし、下水道を利用できるのは、道路や公園などのように不特定多数の人が利用できる公共施設とは異なり、下水道が整備された区域内の人に限られます。

また、下水道の整備には多額の建設費がかかるため、これを市税等で賄うとなると下水道を利用できない地域の人にも負担をかけることとなります。

そこで、下水道が利用できる地域の人（利益を直接受ける人）に、下水道建設費の一部を負担していただき、整備の推進と負担の公平を図ろうとするのが受益者負担金制度です。そのため、下水道に接続している、していないに関わらず、すべての土地に賦課されます。

なお、この受益者負担金は、対象となった土地に対して一回限り賦課されるもので、一度賦課されると二度と賦課されることはありません。

受益者とは？

公共下水道が整備されたことによって受ける利益（生活環境の向上、土地の資産価値の向上など）を「受益」といい、下水道区域内に土地を所有している人が「受益者」となります。

ただし、その土地が地上権、使用貸借、賃貸借による権利を設定している場合は、次の事例を参考に受益者を決めていただくことになります。

受益者の認定事例

自分の土地に家を建て
住んでいる場合



納める人... A

借地に自分の家を建て
住んでいる場合



納める人... B

自分の土地に家を建て
貸している場合



納める人... A

借地に家を建て
貸している場合



納める人... B

負担金額は？ = 土地 1 平方メートル当たりの金額

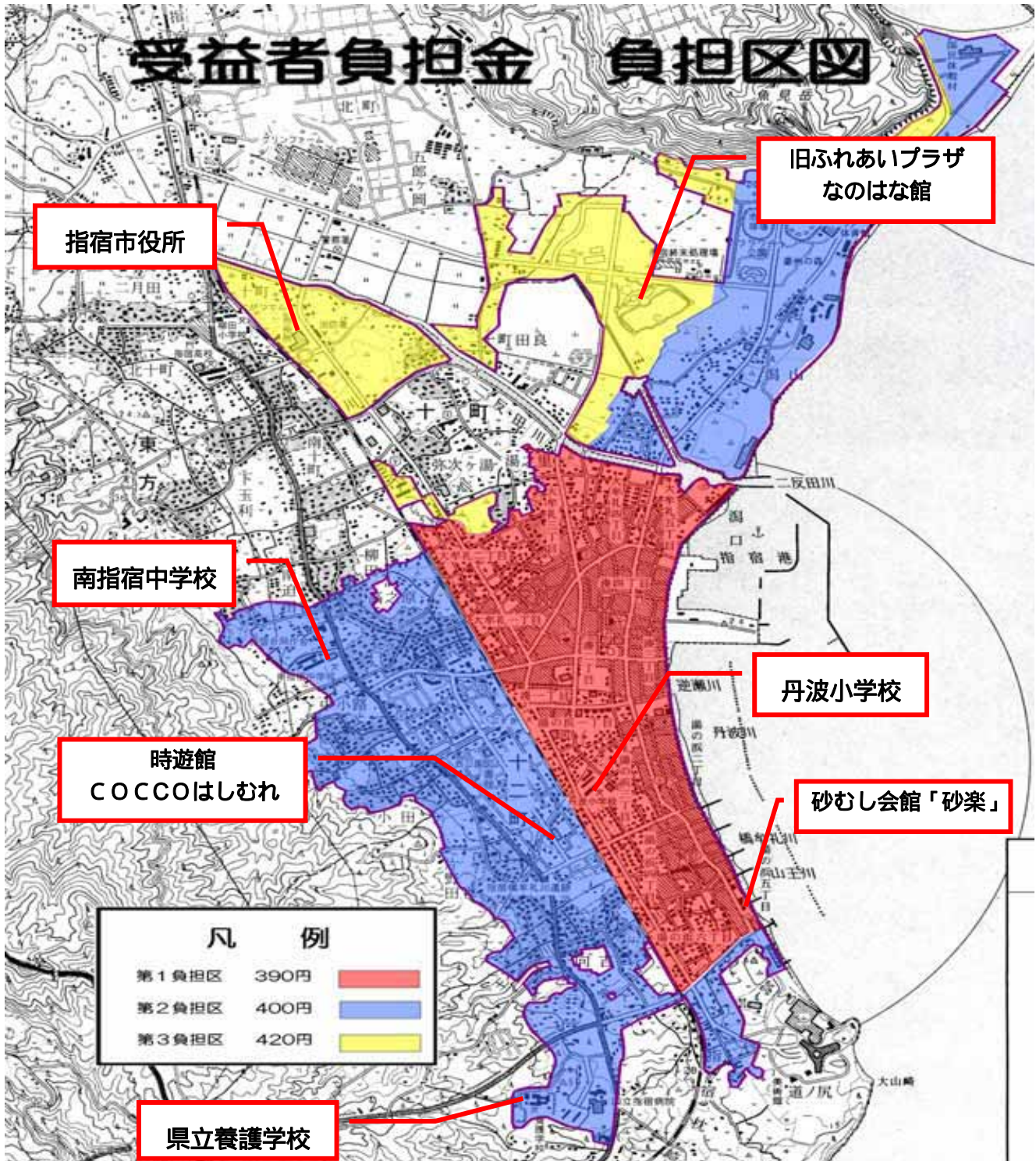
土地の資産価値の向上は所有地全体におよぶため、受益者負担金は土地の面積に応じて負担していただきます。

下水道区域内は3つの負担区に分かれており、所有する土地が位置する負担区の種類(1平方メートル当たりの金額)に、その土地の面積を乗じた金額が負担金額となります。

1㎡当たりの負担金額

第1負担区	390円
第2負担区	400円
第3負担区	420円

負担金区域図



負担金の納付方法

受益者負担金は、5年間（最高20回）に分割して納めることができます。

納入方法は、口座振替、納付書払い、郵便振込（市外居住者）の3つがありますので、いずれかの方法で納入してください。納入通知書は6月に送付します。

一括納入（全納）

5年間に分割し、1年分ずつ納入（年払い）

5年間に分割し、さらに1年を4回に分けて納入（期別払い）

期別払いの納付期限

期別	納期
第1期	6月30日
第2期	9月30日
第3期	12月25日
第4期	2月末日



負担金の徴収猶予と減免制度

受益者負担金は、下水道が整備された区域内にあるすべての土地に賦課されますが、土地の状況や受益者の事情によって、徴収の猶予や減免を受けることができます。

次の事由に該当する場合は、申請してください。

徴収猶予

農地や山林などで作物の生産や肥培管理をしている土地については、その期間中の徴収を猶予することができます。

これは、負担金を納めなくていいということではなく、あくまでも猶予ということになるため、当該の土地が宅地や荒地（耕作放棄）など農地以外に変わった場合や、その他の理由により猶予期間を満了したときに納めていただくことになります。

【猶予申請例】

徴収猶予の対象事項	徴収猶予期間
田、畑、山林など耕作している土地	宅地として使用できる状態になるまで
裁判上の係争中である土地	係争が終了するまで
火災にあった場合（全焼、半焼、3割以上）	罹災状況によって6カ月から2年以内



注意：相続や売買などにより、申告後に土地所有者の変更があった場合や、徴収猶予の理由が消滅したときは、下水道担当係に連絡してください。

減免

国や地方公共団体が所有する、道路、河川、公園、学校用地、図書館などのほか、墓地や防火水槽等の用地、公民館などの土地については、一定の基準により減免されます。

【主な減免基準】

道路、公園、墓地、消防格納庫、防火水槽など・・・・・・・・・・減免率 100%
地区公民館、学校、幼稚園、神社など・・・・・・・・・・減免率 75%